

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 19 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530009

研究課題名(和文) 社会的統制手段論の再検討：法の哲学から秩序の哲学へ

研究課題名(英文) Reinvestigating Social Control: from Legal Philosophy to Philosophy of Order

研究代表者

大屋 雄裕 (Ohya, Takehiro)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：00292813

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：法哲学の伝統的な研究対象であった法に加え、近年その活用が注目されているアーキテクチャの権力を適切に分析するために、社会的統制手段という分析枠組を提示し、それらの相互関係と特質を分析した。法を用いた近代的統治の基礎となっている個人とその自己決定というメカニズムが当初から一定の問題を抱えており、さらに弱体化しつつあるという認識のもとに、新たに可能な社会像のオルタナティブとして「新しい中世」としての新自由主義、総督府功利主義に加えて監視社会化を徹底するハイパー・パノプティコンがあり得ることを示した単著を刊行した。

研究成果の概要(英文)：To appropriately investigate architectural power, noticed for its active utilization in these years, with law as a traditional target of legal philosophical study, by proposing to treat them commonly as measures for social control, analyzed their characters and mutual relations. Under recognition that the mechanism of the "person" and its self-decision, the foundation for modern government through law, has certain problem from its origin and is declining now, proposed three alternative social mechanism: neo-liberalism as "the new medieval age", government house utilitarianism, and hyper-panopticon as complete surveillance society. The result was published as a book from Chikuma Publishing (in Japanese), in March 2014.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：法哲学 情報化社会論 権力 アーキテクチャ 監視社会

1. 研究開始当初の背景

法が、個人の行動をコントロールするためのさまざまな手法の一つとして、たとえば規範や市場と並列的に捉えられるものであることは、すでに 1920 年代のリアリズム法学において意識されていた。「法と経済学」も、二つの手段を連続的に把握する意味においてはこの視点と通底している部分がある。

しかし、近年においてそのような見方が注目される契機となったのは、行為を取り巻く物理的空間を操作し、行為可能性自体を消去することによって個人の行動をコントロールする「アーキテクチャ」という概念を提起し、従来から存在してきた法・市場・規範という統制手段と並べたローレンス・レッシングの研究であろう(Lawrence Lessig, CODE: and other Laws of Cyberspace, Basic Books, 2000)。レッシングは、特にプログラムの内容を通じてソフトウェア企業が利用者の行動をコントロールすることができるコンピュータ・ネットワークの世界に注目し、国家以外の・民主的な正統性を持たない組織が我々の行為可能性を大きく制約しうる可能性を秘めていることを指摘した。

研究代表者は、特に情報化社会において発達しつつある監視技術の問題に注目し、それが果たす機能が逸脱行為への制裁という事後的なものから、行為前にその可能性自体を消去するという事前的なものへと変化してきていること、それ自体はむしろ各個人の幸福を意図して導入されているものだが、個人の自己決定と自律性という、近代社会の基礎となっている要素を傷つける側面があることを指摘してきた(大屋雄裕「情報化社会における自由の命運」、同『自由とは何か』)。その際、アーキテクチャについてはレッシングのように情報ネットワーク上の問題に限定していくのではなく、その本来の意義である建築・設計など行為の物理的環境の問題として広く適用を考えてきた点を特徴としている。その過程において、さらに法の世界においてもグローバルイゼーションを契機とした統制主体の多様化と統制範囲の錯綜化という現象がみられること(同「分散する規制、分散する主体」)、アーキテクチャと法の関係だけでなく市場・規範なども含んだ多様な統制手段の相互関係を分析する必要を主張してきた。

本研究ではこれらの成果を踏まえ、(1) アーキテクチャなどの統制手段と近代的個人との関係という従来の研究関心をさらに追求するとともに、(2) アーキテクチャと法だけでなく他の統制手段との関係も含めて分析することを通じ、(3) 国家による中心的な統制手段である法を主要な対象としてきた「法の哲学」を、さまざまな統制手段によって形成される「秩序」とその手段の関係を分析する「秩序の哲学」へと拡大・再編することを目指した。

アーキテクチャを社会統制手段として位置

付けた先駆的な業績は前述の Lessig, CODE であるが、その適用範囲をプログラムによって行為可能性が規定されるコンピュータ・ネットワークに限定していくことによって地下道からのホームレス排除といった物質的手段への応用可能性を自ら閉ざしたこと、ホームドアやバリアフリー建築のように規範的に正当な価値を持ち得るアーキテクチャの可能性を見逃したことが問題として指摘できる。

一方、監視技術を中心とした先行研究としては、9・11(航空機自爆テロ事件)以降の監視強化を問題視した David Lyon, *Surveillance after September 11*, Blackwell, 2003、日本では N システムや街頭の監視カメラと住民基本台帳制度を関連づけて国家の管理強化を批判した 田島泰彦・斉藤貴男・山本博(編著)『住基ネットと監視社会』日本評論社、2003 などがある。これらは、特に後者が典型的なように国家・個人の二極構造を前提として前者を抑制することが個人の自由の確保につながるという貧困な社会像に立脚しており、レッシングが主要な問題として指摘したような中間団体の専政の可能性をまったく見損なってしまう。

研究代表者のこれまでの成果は、前掲『自由とは何か』に典型的に示されているように、これら先行研究の問題点を克服し、むしろアーキテクチャによる統制が善意に裏付けられているが故に持つ問題性を指摘するものであった。その意味で独創性の高い研究であり、法哲学内部だけでなく実務的観点からも(2008 年警察政策フォーラム報告および「監視と自由の関係」)、他分野からも注目されている(2009 年日本映像学会全国大会シンポジウム、『思想地図』第 2 号 (NHK 出版) 座談会など)。

本研究は、これらの先行的な成果に立脚し、個人の体験する統制の主体・手法・内容が多様化し錯綜している現代の状況をよりよく読み解くための理論的枠組を提供しようとするものであった。これにより、情報化社会の到来、世界のグローバルイゼーションなど現代の問題として個別的に把握されてきたものを総合的に理解する視点が形成されるとともに、従来は統制手段に応じて法学・経済学・倫理学というような形で縦割りに分画していた諸学を「秩序」に関する分析として位置付け直し、学際的な研究分野の可能性を切り開くことを目指した。

2. 研究の目的

情報化社会の到来や世界全体のグローバルイゼーションによって、個人の行動や存在を規定する「統制」の手段と主体はともに多様化しつつある。本研究は、そのような多様化が現在の法・政治システムの基礎である「個人」の存在にどのような影響をもたらすかを検討し、さまざまな統制手段の相互関係を分析することにより、法を含む統制手段によっ

て形成される「秩序」の哲学を構築することを通じて、個人の自律性と矛盾せず・十分に効率的な統制のあり方を探ることを目的とした。

特に監視技術によって実現される配慮(care)に満ちた社会が個人の自律性に及ぼす影響について、従来の研究を踏まえた成果発表を行ない、その反応を以後の研究に反映させること、規範と法の関係、統制手段としての市場の性質など、従来の研究では十分に展開されていなかった部分についての理論的検討を進め、一定の結論を得ること、さらにそれらの成果を統合して「秩序の哲学」の基本構想を示すとともに、隣接分野の研究者等とも共有可能な研究の基本的枠組を形成することが目的であった。

3. 研究の方法

文献調査と理論的な分析を中心とするが、隣接分野を含めた関係研究者との意見交換を積極的に行なうことによって学際的な研究の位置付けに意識的に研究を遂行した。特に、情報関連企業との打ち合わせ・ヒアリングなどにより情報と監視をめぐる今日的な実態についての分析を進めた。情報収集・蓄積については情報技術を適切に利用し、研究の効率的な実施を実現した。

4. 研究成果

法哲学の伝統的な研究対象であった法に加え、近年その活用が注目されているアーキテクチャの権力を適切に分析するために、社会的統制手段という分析枠組を提示し、それらの相互関係と特質を分析した。

このうち、近代的な統制手段が前提としてきた「個人」の存在とその操作可能性について検討し、否定的な結論を導いた論考を『法哲学年報』に掲載した。

また、市場を可能とする制度的枠組と法との関係について、それらの欠如が原因となって市場経済導入に伴う社会生活の混乱が生じた体制移行国の事例について分析することを通じ、すでに発展した市場経済国である我々の観点からは見えにくくなっている関連性について可視化することを試みた。成果たる論文は2014年夏に刊行される論文集に掲載される予定である。

法を用いた近代的統治の基礎となっている個人とその自己決定というメカニズムが当初から一定の問題を抱えており、さらに弱体化しつつあるという認識のもとに、新たに可能な社会像のオルタナティブとして「新しい中世」としての新自由主義、総督府功利主義に加えて監視社会化を徹底するハイパー・パノプティコンがあり得ることを示した単著を刊行した(筑摩書房、2014年3月)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

Takehiro Ohya, "Is There Any Need for the Judges to Go Further?: Comment on Cass R. Sunstein, Beyond Judicial Minimalism", Yasutomo Morigiwa and Hirohide Takikawa (eds.), *Archif für Rechts- und Sozialphilosophie*, Beiheft 132 "Judicial Minimalism --- For and Against: Proceedings of the 9th Kobe Lectures. Tokyo, Nagoya, and Kyoto, June 2008", Franz Steiner Verlag / Nomos Verlag, 2012/11, pp. 45-50. 査読あり

大屋雄裕「空白としての地方自治」地方自治制度研究会(編)『地方自治』784号、ぎょうせい、2013/3、pp. 2-14。

大屋雄裕「功利主義と法：統治手段の相互関係」日本法哲学会編『法哲学年報2011：功利主義ルネッサンス 統治の哲学として』有斐閣、2012/10、pp. 64-81。査読あり

大屋雄裕「リスク社会における警察政策：新しい規制手段のもたらす課題」警察大学校(編)『警察学論集』65巻2号、立花書房、2012/2、pp. 42-65。査読あり

大屋雄裕「文脈と意味：情報の二つの側面」(特集3.11大震災の公法学 part.1)『法学セミナー』682号(2011年11月号)、2011/11、日本評論社、pp. 14-17。査読あり

大屋雄裕「グローバルな教育とローカルな学術共同体」(特集「正義論」への招待：憲法・法哲学から"サンデル"を読む)『法学セミナー』677号(2011年5月号)、2011/4、日本評論社、pp. 6-9。査読あり

〔学会発表〕(計4件)

大屋雄裕、現代社会における犯罪予防と今後の警察政策、三重県警察本部、2011年8月4日、三重県警察本部。

大屋雄裕、功利主義と法：統治手段の相互関係、日本法哲学会(全体シンポジウム)、2011年11月13日、一橋大学。

大屋雄裕、リベラル・コミュニタリアン論争と地方自治の位置付け、21世紀地方自治制度研究会、2012年1月23日、自治総合センター。

大屋雄裕、近代法と個人の存在、VCASI研究会、2013年9月9日、東京財団。

〔図書〕(計5件)

大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か? : 21世紀のあり得べき社会を問う』筑摩選書、筑摩書房、2014、全238ページ。

大屋雄裕「法整備支援：立法システムの立ち上げ」西原博史(編)『立法学のフロンティア2 立法システムの再構築』ナカニシヤ出版、近刊(2014年5月19日時点で二校終了)。

大屋雄裕「法哲学：考え抜くために」南野森編『法学の世界』別冊法学セミナー3、日本評論社、2013/3、pp. 134-143。

大屋雄裕「自由と規制：監視、アーキテクチ

ヤ、責任から考える」『現代社会再考：これから生きるための 23 の視座』公益財団法人たばこ総合研究センター、2012、pp. 56-67。
大屋雄裕「文脈と意味：情報の二つの側面」駒村圭吾・中島徹(編)『3・11 で考える日本社会と国家の現在』日本評論社、2012、pp. 34-42。

〔産業財産権〕

特になし

〔その他〕

・研究成果を活用し、以下の書評・新聞記事を執筆した。

大屋雄裕「特定秘密保護法と『社会的なるもの』」Synodos, 2014年2月10日、
<http://synodos.jp/society/6991>

大屋雄裕「秘密と近代的統治：『特定秘密』の前に考えるべきこと」『図書新聞』3140号(2014年1月1日)、図書新聞社、3面。

大屋雄裕「変わる時代の、変わらない視野(日本弁護士連合会『デジタル社会のプライバシー：共通番号制・ライフログ・電子マネー』(航思社、2012)書評)」『図書新聞』3069号(2012年7月7日)、図書新聞社、2012、5面。

大屋雄裕「国家権力の透明化と、そこで見失われた問題(ミカ・L・シフリー『ウィキリークス革命』(田内志文訳、柏書房、2011)書評)」『図書新聞』3033号(2011年10月8日)、図書新聞社、2011、5面。

・研究成果である図書『自由か、さもなくば幸福か?』について、朝日新聞(2014年5月4日)に萱野稔人による書評が掲載された。
<http://book.asahi.com/reviews/reviewer/2014050400006.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

大屋 雄裕 (Takehiro Ohya)

名古屋大学 大学院法学研究科 教授

研究者番号：27768118

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし